

第 631 回 富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 4 月 4 日（金）午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（11 人）

1	鈴木 昇	2	澤邊 治之	3	丸 文浩		
5	稲村 耕一			7	渡邊 和巳	8	白井 和子
9	平野 弁一	10	佐久間 容	11	森田 泰彰	12	安田 和永
13	小柴 賢次郎						

4 欠席委員（3 人）

4	川口 寛市	6	大塚 和行	14	鈴木 伸江		
---	-------	---	-------	----	-------	--	--

5 事務局職員（4 人）

局長 牧野 常夫	係長 平野 重樹	書記 鹿子 智大	書記 川崎 聡
----------	----------	----------	---------

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第 4 号 農用地利用集積計画の決定について

専決処分報告について

第 631 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
局長（牧野）	<p>開会 午後 1 時 30 分</p> <p>皆様こんにちは。予定されております委員の方々がすべてお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 631 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>（人事異動について）</p> <p>令和 7 年度 4 月 1 日付</p> <p>事務局長 牧野常夫（建設経済部次長兼務）</p> <p>庶務係長 平野重樹</p> <p>書記 鹿子智大</p> <p>書記（再任用）川崎聡</p> <p>前事務局長 棟方雅典 建設経済部長</p> <p>前主任書記 樋口悠亮 市民部天羽行政センター市民係</p> <p>前主任書記 山口芳郎 退職</p>
局長	<p>開会に先立ちまして、本日の出席状況でございますが、現在 4 番川口委員と 6 番 大塚委員と 14 番 鈴木伸江委員が欠席ということで、委員 14 名中 11 名の出席となっております。</p> <p>従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により過半数の出席となっておりますので、本日の会議は成立いたします。</p> <p>会議を始めるにあたり、議案の訂正及び議案の取下げがございます。</p> <p>まず議案の取下げですが、今回の議案第 1 号は、1 番から 8 番までとなっておりますが、4 番の案件については、議案作成後に取り下げの申し出がありましたので、今回の議案からは削除となりますのでご了承ください。したがって、4 番を除いた 7 件が議案第 1 号となります。</p>

次に議案の訂正となります。4件ございます。

議案の1ページをお開きください。

議案第1号の3番の義務者氏名ですが、
様の「■」となっている漢字は正しくは「■」となります。訂正をお願いいたします。

次に議案の2ページをお開きください。

議案第1号の6番と7番の権利者氏名ですが、
様の「■」となっている漢字は正しくは「■」となります。訂正をお願いいたします。

次に議案の6ページをお開きください。

議案第4号の7-3-18番から7-3-21番転貸を受ける者の氏名ですが、
様の「■」となっている漢字は正しくは「■」となります。訂正をお願いいたします。

次に議案の14ページをお開きください。

議案第4号資料の氏名又は名称ですが、
様の「■」となっている漢字は正しくは「■」となります。訂正をお願いいたします。訂正は以上です。

それでは、会議を始めさせていただきます。

会議の議長は、農業委員会会議規則第4条の規定により会長をお願いいたします。

(議長挨拶)

みなさん、こんにちは。ただいま新事務局長からご挨拶がありましたが、この体制で1年間よろしくをお願いいたします。(この数日寒い日が続き三寒四温の言葉は冬の日にする言葉。この数日の雨で草の伸びが早い。今後農作業が忙しい時期に入ってくる。)

本日は皆様方には大変お忙しい中、ご協力をいただきましてありがとうございます。これから会議を進めさせていただきたいと思っております。よろしくご協力のほどをお願いいたします。

会長

議長	<p>(開会)</p> <p>ただ今から、第 631 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。着座にて会議を始めさせていただきます。</p>
議長	<p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>5 番 稲村委員、7 番 渡邊委員を指名いたします。それでは、議事に入らせていただきます。</p>
議長	<p>【議案第 1 号】</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第 1 号 1 番と 2 番ですが、権利者が同一申請ですので、一括で審議し、個別の採決としたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(声：異議なし) それでは一括審議、個別採決とさせていただきます。</p> <p>それでは、担当委員の現地調査及び説明を、7 番渡邊委員お願いします。</p>
渡邊委員	<p>議案第 1 号 1 番 2 番について、権利者が同一かつ、申請地が隣接しておりますので一括して説明いたします。</p> <p>申請地は 4 月 2 日に確認しました。所在につきましては別添資料をご覧ください。相川に所在する、障がい者支援施設どんぐりの郷より南の方向 400m 付近に所在する農地です。</p> <p>権利者は、君津市でブルーベリー栽培を始めた者であります。</p> <p>規模拡大のため農地を探していたところ、日照条件が良い申請地を借り受けるため 20 年間の賃借権設定をするため申請を行うものであります。</p> <p>営農計画は、ブルーベリーの栽培を行う計画となっております。</p>

議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局 (川崎)	<p>ただいまの渡邊委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>権利者は、君津市でブルーベリー栽培を始めた法人であり、君津市農業委員会発行の農業従事証明書が添付されております。</p> <p>規模拡大のため農地を探していたところ、労働力が不足し将来の耕作続けて行くことが心配であった義務者と条件面で合意が整ったことから、期間 20 年間の賃借権設定により農地を借受け、規模拡大を行おうとするものです。</p> <p>権利者は、ブルーベリー栽培に関しては、経験が無いことから君津市の農地と同様に、栽培経験を持つ者を雇用し営農サポートを受けながら技術の向上を図って行く計画となっております。</p> <p>生産物は、イオンアグリ創造(株)へ販売を行う計画となっております。</p> <p>申請地は、1 番 2 番とも農振農用地区域内農地合計 5 筆 2,871 m²、耕作面積は 5,517 m²、従農数 2 名であります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第 1 号 1 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 1 番は承認されました。</p> <p>次に、議案第 1 号 2 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 2 番は承認されました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 1 号 3 番について、担当委員の現地調査及び説明を、</p>

渡邊委員	<p>これも7番 渡邊委員、お願いします。</p> <p>議案第1号3番について、申請地を4月2日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>旧富津市役所より東の方向400m付近に位置する農地で、周辺は住宅地となっている区域の一角にある農地です。</p> <p>権利者、義務者は本家分家の関係であります。</p> <p>今回、権利者が管理を行って来ていた農地を贈与するため、所有権移転の申請を行うものであります。</p> <p>営農計画は、露地野菜の栽培を計画しております。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(川崎)	<p>ただいまの渡邊委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>義務者は、本申請地を相続により取得しましたが、耕作手段も無く、申請地には、権利者の土地を通る必要があることから、今まで権利者に管理をお願いしておりました。</p> <p>今回、権利者に贈与することにし、申し入れをしたところ、権利者は宅地に隣接し耕作に便利であったことから受諾し、申請となったものです。</p> <p>なお、権利者の所有農地は全て持分2分の1の共有となっていることから、本申請も同様にするものであります。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内農地290㎡、耕作面積は3,890㎡、農作業歴40年、従農数2名であります。</p> <p>農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入</p>

議長	<p>ります。</p> <p>議案第1号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号3番は承認されました。</p> <p>続いて議案第1号4番は取下げとなりましたので、議案第1号5番について、担当委員の現地調査及び説明を、5番 稲村委員、お願いいたします。</p>
稲村委員	<p>議案第1号5番について、申請地を4月1日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>飯野小学校より北東の方向500m付近に所在する農地です。</p> <p>義務者は、相続で取得した農地ですが遠方なため管理も難しいことから近くに住む権利者に売却しようとするもので、売買による所有権移転の申請であります。</p> <p>営農計画は、露地野菜の栽培を計画しております。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局 (川崎)	<p>ただいまの稲村委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>義務者は、相続により取得した農地ですが遠方で、管理を続けて行くことも難しく売却先を探していたところ、近くに住む権利者と話がまとまり、規模拡大を目的とした売買による所有権移転の申請であります。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内農地720㎡、耕作面積は7,852.75㎡、農作業歴36年、従農数2名であります。</p> <p>農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございます</p>

議長	<p>か。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号5番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号5番は承認されました。</p> <p>続いて議案第1号6番と7番ですが、権利者が同一申請ですので、一括で審議し、個別の採決としたいと思いますが、よろしいでしょうか。(声：異議なし) それでは一括審議、個別採決とさせていただきます。</p> <p>それでは、担当委員の現地調査及び説明を、11番森田委員お願いします。</p>
森田委員	<p>議案第1号6番7番について、権利者が同一かつ、申請地が隣接しておりますので一括して説明いたします。</p> <p>申請地は4月1日に確認しました。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>JA きみつ西川集出荷場より6番が西の方向400m、7番が同じく600m付近に所在し土地改良事業が行われた地域に所在する農地で休耕地の状態となっております。</p> <p>何れの義務者も、後継者が居ないことから農地を処分しようとするもので、近くに住む権利者と合意が整ったため規模拡大を目的とする、売買による所有権移転の申請であります。</p> <p>営農計画は、田は水稻、畑は露地野菜及びブルーベリー栽培を行う計画となっております。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(川崎)	<p>ただいまの森田委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>何れの義務者も、高齢となり労働力が不足し将来農業を続けて行</p>

議長	<p>くことが難しいことから、規模縮小のため売却するものであります。</p> <p>権利者は、自宅に近く日照条件も良く、規模拡大に適した農地であることから購入することで合意がなされ本申請となったものであります。</p> <p>申請地は、3筆とも農振農用地区域内農地で合計 2791 m²、耕作面積 35,965 m²、農作業歴 49 年、従農数 2 名であります。</p> <p>農機具の所有状況、技術力、労働力等問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号 6 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 6 番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第 1 号 7 番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第 1 号 7 番は承認されました。</p>
議長	<p>続いて、議案第 1 号 8 番について、担当委員の現地調査及び説明を、1 3 番 小柴委員、お願いします。</p>
小柴委員	<p>議案第 1 号 8 番について、4 月 1 日に確認しましたので説明いたします。</p> <p>所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>関尻郵便局より北西の方向 400m 付近に所在し土地改良事業が行われた農地です。</p> <p>義務者は、相続で得た農地ですが遠方なため自ら耕作を行うことが出来ず地元の農家に管理をお願いしておりました。</p>

<p>議長</p>	<p>今回、ブルーベリー農園事業の拡大の為農地を探していた権利者に売却することで合意が整ったことから本申請に至ったものです。</p> <p>営農計画は、ブルーベリーの栽培を予定しております。</p>
<p>事務局 (川崎)</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p> <p>ただいまの小柴委員の説明に補足をさせていただきます。</p> <p>権利者は、ブルーベリー栽培の農業経営を目指し法人を設立した者で、昨年末に市内の農地を取得した法人であります。</p> <p>規模拡大を図るため農地を探していたところ、栽培に適した本申請地が見つかり取得しようとする申請であります。</p> <p>申請地は、農振農用地区域内農地 5 筆 10,829 m²、耕作面積 1,458 m²、従農数雇用者を含め 2 名であります。</p> <p>本申請は、法人が農地の所有権を取得する案件でございます。</p> <p>この場合、農地法第 2 条第 3 項に定める、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を常に満たす必要があります。申請書に添付された資料においてはこの要件は満たされております。</p> <p>農地法第 6 条の規定により、当該法人は、毎事業年度終了後、事業報告書の提出義務が定められておりますので、事業の実施状況の把握に努めてまいります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。</p>
<p>稲村委員</p>	<p>地目が田ということですが、ブルーベリーが栽培が可能なのでしょうか。</p>
<p>平野係長</p>	<p>3 月下旬に現地確認した結果、可能な状況となっております。</p>
<p>議長</p>	<p>他にご質疑ございますか。(なし声)</p>

<p>議長</p>	<p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号8番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第1号8番は承認されました。</p> <p>【議案第2号】</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第2号1番から6番ですが、権利者及び義務者が同一申請ですので、一括で審議し、個別の採決としたいと思いますが、よろしいでしょうか。（声：異議なし） それでは一括審議、個別採決とさせていただきます。</p> <p>それでは、担当委員の現地調査及び説明を、11番森田委員お願いします。</p>
<p>森田委員</p>	<p>議案第2号1番から6番について申請地を4月1日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>いずれも富津市役所より南西の方向約1kmにそれぞれ位置する農地であります。</p> <p>申請地は日照条件が良く、また、隣接農地は耕作されておらず、宅地の隣接も無いことから、太陽光発電施設に適していると考え、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局（鹿子）</p>	<p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、いずれも農業公共投資の対象となっていない</p>

議長	<p>小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し借入金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号1番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号2番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号3番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号4番は承認されました。</p>

議長	<p>次に、議案第2号5番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号5番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号6番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号6番は承認されました。</p>
議長	<p>続いて、議案第2号7番について、担当委員の現地調査及び説明を、5番 稲村委員、お願いします。</p>
稲村委員	<p>議案第2号7番について申請地を4月1日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>飯野小学校より北西の方向約200mに位置する農地であります。</p> <p>権利者はリフォーム・外構工事会社を経営しており、申請地が道沿いにあり、近隣地から受注があることから建築用資材及び建築機械等の置場として利用するため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(鹿子)	<p>ただいまの稲村委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みは無く、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添</p>

議長	<p>付書類から確認済みです。</p> <p>資材置場として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第2号7番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号7番は承認されました。</p>
議長	<p>続いて議案第2号8番と9番ですが、権利者が同一申請ですので、一括で審議し、個別の採決としたいと思いますが、よろしいでしょうか。（声：異議なし） それでは一括審議、個別採決とさせていただきます。</p> <p>こちらの担当委員は私ですので、現地調査及び説明をいたします。</p>
平野委員	<p>議案第2号8番及び9番について申請地を4月3日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>大貫小学校より南東の方向約250mに位置する農地であります。</p> <p>義務者は、農地の耕作および管理が困難になっていたところ、権利者と太陽光発電施設での転用の話があり、送電線の接続工事が可能な土地で、一定の採算をとるために必要な陽当たりやアクセス面において条件に合致したことから、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p>

議長	説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。
事務局（鹿子）	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、いずれも農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。</p> <p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号8番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号8番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号9番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号9番は承認されました。</p>
議長	<p>続いて議案第2号10番から12番ですが、権利者が同一申請ですので、一括で審議し、個別の採決としたいと思いますが、よろしいでしょうか。（声：異議なし） それでは一括審議、個別採決とさせて</p>

<p>澤邊委員</p>	<p>いただきます。</p> <p>それでは、担当委員の現地調査及び説明を、2番澤邊委員お願いします。</p> <p>議案第2号10番～12番について申請地を4月2日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>JR佐貫町駅より南の方向約250mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は法人の代表取締役であり、申請地に隣接する既存の資材置場を利用しているが、そちらが手狭になり、また、事業の性質上、他の自己所有地では粉塵や騒音の発生から近隣住民の了解が得られず、大型ダンプの進入も出来ないことから、本件土地にて、所有権移転を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局(鹿子)</p>	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>農地区分に関しては、申請地からおおむね300m以内に、一般交通の用に供されている鉄道駅の基準点があることから、第3種農地と判断されます。</p> <p>造成については、山砂による埋め立てを行います。</p> <p>また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。</p> <p>資材置場として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
議長	<p>議案第2号10番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号10番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号11番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号11番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号12番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号12番は承認されました。</p>
議長	<p>続いて、議案第2号13番について、担当委員の現地調査及び説明を、6番大塚委員は欠席のため、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（鹿子）	<p>議案第2号13番について、大塚委員より申請地を4月1日に確認したとの報告がありましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>市民会館より北東の方向約250mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は現在親元を離れて生活しているが、両親が高齢となり、生活の面倒などをいつでもすぐに見られるよう、両親の住む実家に隣接している義務者である親の所有地へ住居を建てて生活するため、使用貸借権設定を伴う転用申請をするものです。</p> <p>周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>農地区分に関しては、申請地からおおむね300m以内に、市区町村役場の基準点があることから、第3種農地と判断されます。</p>

<p>議長</p>	<p>造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。</p> <p>また、用水は上水道より引き込み、汚水・雑排水は浄化槽を經由し、雨水とともに排水路へ排水します。</p> <p>資金については、工事費に対し自己資金及び借入金での支払となっております。添付書類から確認済みです。</p> <p>専用住宅として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号13番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第2号13番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>【議案第3号】</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題といたします。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第3号1番について、担当委員現地調査及び説明を、2番 澤邊委員、お願いします。</p>
<p>澤邊委員</p>	<p>議案第3号1番の申請地を4月3日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>浅間山運動公園より西の方向約1kmに位置する農地であります。</p> <p>権利者は笹毛において砂利採取事業を行っております。</p> <p>当該地は平成18年2月1日付けで砂利採取事業に伴う砂利採取用地として一時転用の許可を受け、現在に至っております。</p>

	<p>採取事業の継続に伴い、引き続き利用するため期間を延長するものであります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明が終わりました。位置図につきましては、今回継続案件ということで省略しております。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（鹿子）	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>申請地につきましては、砂利採取事業に伴う砂利採取用地として一時転用許可された土地でしたが、採取事業の計画が予定より遅れていることによる計画変更承認申請であります。</p> <p>内容等の変更は期間のみであるため問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第3号1番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号2番について、担当委員の現地調査及び説明を、これも2番 澤邊委員、お願いします。</p>
澤邊委員	<p>議案第3号2番の申請地を4月4日に確認しましたので、説明いたします。</p> <p>申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。</p> <p>館山自動車道富津中央インターチェンジより東の方向約1.3kmに位置する農地であります。</p>

<p>議長</p>	<p>権利者は鬼泪山において山砂・山砂利採取事業を行っております。</p> <p>当該地は平成11年2月1日付けで山砂・山砂利採取事業に伴う資材置き場用地として一時転用の許可を受け、現在に至っております。</p> <p>採取事業の継続に伴い、引き続き利用するため期間を延長するものであります。</p> <p>以上です。</p> <p>担当委員の説明は終わりました。位置図につきましては、前議案同様省略しております。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局(鹿子)</p>	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足させていただきます。</p> <p>申請地につきましては、山砂・山砂利採取事業に伴う資材置き場用地として一時転用許可された土地でしたが、採取事業の計画が予定より遅れていることによる計画変更承認申請です。</p> <p>内容等の変更は期間のみであるため問題ないと考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)</p> <p>「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。挙手全員であります。</p> <p>よって議案第3号2番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>【議案第4号】</p> <p>次に、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。こちらは農地中間管理事業による集積計画となっております。なお、この議案には、小柴委員に関する案件が含まれますので、農業委員会会議規則第10条により、小柴委員は退席をお願いします。</p> <p>【小柴委員、退席】</p>

事務局 (川崎)	<p>それでは事務局から、説明をお願いします。</p> <p>本案件は、農地中間管理事業の促進に関する法律第19号第2項の規定により、農用地利用集積等促進計画案の作成及び公益社団法人千葉県園芸協会に提出するため、富津市長より農業委員会に対し意見を求めるため提出されたものであり、令和7年第3次の農地中間管理事業における農用地利用集積計画案でございます。</p> <p>利用権の設定・転貸の内容でございますが、整理番号7-3-1 利用権の設定等を行う者 [REDACTED] 対象農地 [REDACTED] 田 2,976 m²、転貸を受ける者 [REDACTED]、利用権の種類 貸借権、利用内容 田、期間5年の新規契約であります。</p> <p>以下、整理番号7-3-37まで、合計で貸し手14名、借り手7名、筆数37筆、面積63,267 m²であります。</p> <p>個々の設定内容は、利用権設定各筆明細表のとおりでございます。</p> <p>次に、議案資料として8頁から14ページまで賃借権の設定を受ける者7名の農業経営の状況でございます。</p> <p>今回設定を受ける土地の面積、事業に供している農用地の面積、農作業従事日数、農業従事者数及び、主な農機具の所有状況等を表にしたものであります。いずれも水稻の栽培を行う計画となっております。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。</p>
丸委員	<p>7-3-1 から 7-3-10 までの借賃について計算根拠が不明です。ご教示願います。</p>
議長	<p>それでは事務局で調査しますので少し時間をください。借賃の記載欄については表記誤りが見られます。個々の面積に応じて借賃に入る行がずれておりましたので、この場で訂正いたします。</p> <p>それでは改めて、議案第4号につきまして、原案に賛成委員の挙手</p>

議長	<p>を求めます。挙手全員であります。よって議案第4号は承認されました。</p> <p>【小柴委員、入室着席】</p> <p>【専決処分報告について】</p> <p>次に、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」を事務局長よりお願いします。</p>
局長（牧野）	<p>専決処分についてご報告いたします。</p> <p>農地法第5条第1項第6号の規定による届出、市街化区域内にある農地の権利移動3件です。1番から3番は専用住宅用地として所有権移転するもので、面積は1番が194㎡、2番が7.79㎡、3番が49㎡です。</p> <p>これらの届出につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。</p> <p>事務局何かありますか。</p> <p>（平野：7/3（木）歓送迎会兼暑気払いと年金パンフレット）</p>
会長	<p>皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。なお、次回の農業委員会総会は、5月7日水曜日、場所は401会議室、時間は午後1時30分から開催いたします。</p> <p>本日の定例会は終了します。</p> <p>閉会 午後2時30分</p>